

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）（取引の高速化への対応、取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示）

I 経緯

情報通信技術の進展等の我が国の金融・資本市場をめぐる環境変化に対応するため、①株式等の高速取引に関する法制の整備、②金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化、③上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）」が、平成29年5月17日に成立し、同月24日に公布された。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料3—1—1参照）

1. 金融商品取引法の一部改正

（1）株式等の高速取引に関する法制の整備

ア. 登録制の導入

- ① 「高速取引行為」の定義を定めることとする。
- ② 高速取引行為を行う者（金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を除く。）は、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととし、高速取引行為に係る業務の内容及び方法を記載した書類の提出、登録拒否事由その他の登録手続に関する規定を整備することとする。
- ③ 高速取引行為者（②の登録を受けた者をいう。以下同じ。）について、業務管理体制の整備、禁止行為、業務の運営に関する規制、業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定を整備することとする。
- ④ 高速取引行為に係る業務開始の届出、高速取引行為者に対する報告徵取及び検査、業務改善命令、業務停止命令、登録取消しその他の監督に関する規定を整備することとする。

イ. 金融商品取引業者等に関する規定の整備

金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合における内閣総理大臣への届出等に関する規定を整備することとする。

ウ. 無登録者による取引の受託の禁止

金融商品取引業者等は、高速取引行為者（金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る取引を受託してはならないこととする。

エ. 金融商品取引所による調査等

金融商品取引所は、取引を公正にし、投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の調査その他の必要な措置を講ずるものとすることとする。

（2）金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

ア. グループ内の共通・重複業務の集約

金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、その属するグループ内の二以上の会社（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であって、当該業務を当該金融商品取引所において行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものを、当該会社に代わって行うこととする。

イ. 外国取引所等への出資の柔軟化

金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、現に子会社の範囲を超える外国会社を子会社としている外国取引所等を子会社とすることにより当該外国会社を子会社とする場合には、原則5年間、子会社の範囲に係る規制を適用しないこととする。

ウ. グループにおける経営管理の充実

金融商品取引所持株会社（金融商品取引所持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の金融商品取引所）は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととする。

（3）上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備

上場会社が公表されていない重要な情報を金融商品取引業者、投資家等に伝達する場合、インターネット等を利用した当該情報の公表を求めるのこととする。

（4）その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2. その他

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(2) 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

第2節 顧客本位の業務運営に関する原則

I 経緯

平成28年4月19日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）等について審議が行われた。

市場ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成を図るために、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から審議が行われ、28年12月22日に報告書が公表された。

報告書の提言等を踏まえ、29年3月30日に「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を公表した。（資料3—2—1～2参照）

II 概要

1. 顧客本位の業務運営に関する原則

顧客本位の業務運営に関する原則（以下「本原則」）は、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。

本原則は、「顧客の最善の利益の追求」やその構成要素として重要なものの7つの原則を掲げており、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシップベース・アプローチ」を採用している。

2. 「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

本原則の策定を踏まえ、今後、その定着に向けて各金融事業者が実効的な取組方針を策定し、実践していくよう、当庁として取組みを進めていく必要がある。その際、金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、金融事業者がより良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が重要である。

こうした観点から、金融事業者の取組みの「見える化」や当局によるモニタリング、顧客の主体的な行動の促進等の施策を進めていく。

第3節 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 企業と投資家との建設的な対話を促進する等の観点からの制度整備

平成28年4月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（資料3-3-1参照）を踏まえ、以下の取組みを行った。

(1) 上場企業による公平な情報開示を確保するため、金融審議会市場ワーキング・グループに「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」を設置し、諸外国で長く適用されているフェア・ディスクロージャー・ルール（注）の導入について審議を行った。29年3月には、同タスクフォースの報告（28年12月）を踏まえ、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入を含む金融商品取引法の一部改正案を国会に提出し、国会での審議を経て、29年5月に成立した。

（注）公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に当該情報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するルール。

(2) ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「経営方針」については、従来の決算短信ではなく有価証券報告書において開示すべきことが提言された。これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加した。併せて、28年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とする改正を行った（29年2月14日公布・施行）。

2. 株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備

「『日本再興戦略』改訂2015」において、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

(1) このような取組みの一環として、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、株式報酬として一定期間の譲渡制限が付された現物株式（いわゆるリストリクテッド・ストック）の割り当てをする場合に、役員等に対する報酬の支

給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とした（28年8月19日公布・施行）。

（2）28事務年度に整備した譲渡制限付株式に加え、パフォーマンスシェア等により株式の割り当てを行う場合についても、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を行うこととし、29年5月、改正案に関する意見募集（パブリック・コメント）を行った（コメント募集期間は6月16日まで）。

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

（1）有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正に関する事項についての審査（「企業結合に関する会計基準」等の改正を受けて改正された連結財務諸表規則等に基づく適切な記載がなされているかどうか）、②特定の重点テーマ（工事契約に関する会計処理・開示、棚卸資産に関する会計処理・開示等、包括利益計算書及び1株当たり情報）に着目して対象企業を抽出して行う審査、③適時開示や金融庁に提供された情報等を活用した審査を行った。

また、上記の有価証券報告書レビューにおいて把握された事象等を踏まえ、29年3月期以降の「有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項」及び「有価証券報告書レビューの実施について」を公表した（29年3月）。

（2）その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付

命令に係る審判手続開始決定を行った。

28 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	3件
有価証券届出書の不提出	1件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の懲罰や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

III EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、XBRL（注）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を順次行っている。28事務年度の状況は次のとおりである。

（注）XBRL（eXtensible Business Reporting Language）：財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

1. EDINETの稼動状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持するとともに、アクセス（検索）件数は年間2億5千万件を超えるなど、EDINETにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

2. 情報セキュリティ対策の強化

昨今のサイバー攻撃事例を踏まえ、システム機器の更改に合わせ、外部からの情報セキュリティ侵害に対抗するために各種の情報セキュリティ対策の強化を行った。新システムは29年3月から稼動している。

3. XBRLのタクソノミ（注）の詳細タグの検討

財務情報の利用者利便の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス情報や国際会計基準財務諸表に対応した詳細タグをXBRLタクソノミに付加することを検討し、タグ付けの方針・範囲等について「コーポレート・ガバナンス関連情報

及び国際会計基準財務諸表の詳細タグ付けに対応するためのＥＤＩＮＥＴタクソノミのタクソノミ要素リスト（案）」としてパブリックコメントを募集した（29年3月3日から4月3日まで）。

パブリックコメントの結果を受けて、29年度からXBRLタクソノミの詳細な検討に着手している。

（注）タクソノミ：XBRLにより記述される個々の財務情報の「要素」に当る部分。勘定科目名称（「売上高」など。）などが該当する。なお、金額、通貨単位などは「インスタンス」と称している。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

我が国の上場企業等において用いられる会計基準の品質をより高水準なものとしていくため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

（1）国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

関係者によるこれまでの取組みの結果、IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、29年6月末時点で156社、全上場企業の時価総額の25%まで増加した。（資料3-3-2参照）

こうした動きを更に後押しするべく、28年7月、「IFRSに基づく四半期連結財務諸表の開示例」の公表やIFRSへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーの開催（主催：会計教育研修機構）等の取組みを実施した。

（2）IFRSに関する国際的な意見発信の強化（※）

企業会計基準委員会（ASBJ）において、海外の基準設定主体と連携し、のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理）について国際会議の場で意見発信等を行うなど、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

※ 「2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与」も参照。

（3）日本基準の高品質化

ASBJにおける収益認識基準の開発に向けた検討が加速されるように支援を行った。

（4）国際会計人材の育成

IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材を育成することなどを目的として、財務会計基準機構において、企業、公認会計士、証券アナリスト等それぞれの分野で国際的な会計実務に精通した人材を、「国際会計人材ネットワーク」として公表した（29年4月）。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

I F R Sは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるI F R S財団により策定されており、本財団は国際会計基準審議会（IASB）、I F R S財団評議員会等で構成されている。IASBは、I F R Sを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、I F R S財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、海外当局と共同でASAF会合においてディスカッション・ペーパーを公表する等、基準開発に積極的に参画している。

また、I F R S財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるI F R S財団モニタリング・ボード（MB）が設置され、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。MBは活動の透明性向上の観点から、28年8月に初めてMBの作業計画を策定・公表したほか、I F R S財団のガバナンス改善について議論を行った。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案などを受けて設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」においては、28年3月、

- ・監査法人のマネジメントの強化のための監査法人のガバナンス・コードの策定
- ・監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリット等に関する調査・分析の実施
- ・株主等に対する情報提供を充実させる観点から、「監査報告書の透明化」に関する検討

などの取組みが提言された。（資料3-3-3参照）

同提言を踏まえ、有効なガバナンスとマネジメントの下で高品質な会計監査を提供する監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立し、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図るため、以下の取組みを進めた。

(1) 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）

大手上場企業等の監査を担う監査法人に対して、組織としての監査の品質確保に向けた取組みを求めるとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、28年7月に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を設置し、監査法人のガバナンス・コードの策定に向けた検討を行った。29年3月には、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が策定・公表された。（資料3-3-4～5参照）

同コードにおいては、

- ① 監査法人のトップがリーダーシップを発揮すること、
- ② 監督・評価機関等の機能を強化すること、
- ③ コードの適用状況等について、監査法人が分かりやすく情報開示すること、など、実効的な組織運営を実現するための原則が示されている。

29年5月時点で、大手監査法人を含む計13の監査法人がコードを採用しており、今後は、コードを踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップを行い、各監査法人によるコードの実効的な実施を確保していく必要がある。

(2) 監査法人のローテーション制度

欧州では、監査法人の独立性を確保する手段として、28年6月から、いわゆる監査法人のローテーション制度（注）が導入された。

我が国において同様の制度を導入した場合のメリット・デメリット等を把握する観点から、我が国の監査市場の動向や、欧州における同制度導入後の状況等について調査を実施した。

（注）企業に対し、監査を行う監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

(3) 監査報告書の透明化

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、イギリスでは、監査人が着目した虚偽表示リスク及びそれらに対してとられた監査手続の内容等を監査報告書に記載する制度が導入されている（注）。

このような「監査報告書の透明化」について、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等への情報提供を充実させる観点から、我が国でも検討を進めるべきとされたことを踏まえ、28年9月より関係者（日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁）の間で意見交換を実施し、関係者の意見を取りまとめ、29年6月に公表した。

（資料3-3-6参照）

今般の取りまとめを踏まえ、今後、企業会計審議会において具体的な検討を進めていく必要がある。

(注) こうした制度は、国際監査・保証基準審議会（IASB）の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監査委員会（PCAOB）が導入のための監査基準を公表した。

2. 国際監査基準（ISA）への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、IOSCO、監査監督機関国際フォーラム（IFIR）を通じて、IASBの基準設定プロセスに参画している。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

1. 公認会計士・監査法人等に対する処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

28事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた2監査法人に対し業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
28年8月	KDA監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
29年2月	監査法人 よつば綜合事務所	業務改善命令	著しく不当な業務運営
29年4月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
29年4月	公認会計士1名	業務停止2月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
29年4月	公認会計士1名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

(参考)

	25年 6月末	26年 6月末	27年 6月末	28年 6月末	29年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	24,965	26,274	27,360	28,353	29,681
監査法人の数 (法人)	216	220	218	217	223

2. 外国監査法人等の検査監督

金融庁及び公認会計士・監査審査会では、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を公表し、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換等の監査監督上の協力に関する書簡などが交換され、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている（相互依拠）。（資料3－3－7～8参照）

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、引き続き、相互依拠に向けた外国監査法人等に対する検査監督体制の整備のため、諸外国の当局との情報交換等の取組みを進めていく。

VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。

28事務年度は、引き続き、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

VIII 海外監査監督当局との連携強化

I F I A Rは監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される、監査の質をグローバルに向上させることを目的とした国際機関であり、日本からは設立時から金融庁と公認会計士・監査審査会が参加している。近年、当局間の意見交換フォーラムから国際組織としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会（F S B）、証券監督者国際機構（I O S C O）、バーゼル銀行監督委員会（B C B S）等、他の国際組織との関係強化の必要性も高まっている。このような背景から、26年4月、ワシントン本会合において常設事務局設立

が議論され、I F I A Rメンバー当局に対し事務局の立地国に係る募集が行われた。

国際的なプレゼンスの強化、東京の国際金融センターとしての地位向上及び監査の品質の向上の重要性の観点等から、金融庁及び公認会計士・監査審査会はI F I A R常設事務局の東京誘致に立候補。28年4月のロンドン本会合において、常設事務局を東京に設置することが決定され、29年4月、大手町に開設された。4月3日には金融庁・I F I A R共催で事務局開所式を開催し、麻生副総理兼金融担当大臣から祝辞、安倍総理からメッセージが示された。また、4月4日～6日、I F I A R東京総会が開催され、我が国をはじめとする22の国・地域の加盟当局が、監査分野での加盟当局間の協力の深化を図る観点から、I F I A Rにおける「監査監督情報交換に関する多国間覚書（MMO U）」へ署名した。これにより、署名当局の間で、監査監督上必要な情報を相互に交換することが可能となった。（資料3－3－9参照）

なお、I F I A R事務局の東京における活動を支援するために、27年12月、国内の監査に関するステークホルダーから成る日本I F I A Rネットワークを設立した。（資料3－3－10～11 参照）

第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備

1. 私設取引システム（PTS）等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告を行うPTS業務の認可を受けた金融商品取引業者（PTS業者）及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、PTS業者による個別銘柄のリアルタイム報告（5分以内）を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正を行った（注）（平成26年7月14日公布、28年9月5日施行）。

（注）本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外での売買等に関する自主規制規則を見直し、PTS業者が日本証券業協会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表（5分以内）を行う等の改正が行われた。このため、取引所金融商品市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

2. 金融商品取引業者の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正

28年9月から中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制が施行されることを踏まえ、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の自己資本規制比率の算出にあたり、同規制に基づく証拠金について、①受け入れた場合に自己資本額の控除対象から除外し、②差し入れた場合にリスク相当額の計算対象から除外するよう、金融商品取引業等に関する内閣府令及び告示の改正を行った（28年8月31日公布、同年9月1日施行）。（資料3-4-1参照）

3. 株式新規上場時の主幹事就任に関するルールのあり方についての検討

発行会社の株式を保有している証券会社による株式新規上場時における主幹事証券会社への就任に関するルールのあり方について検討を行うため、日本証券業協会、東京証券取引所と共同で、28年11月に「株式新規上場引受に関する検討会」を設置し、29年3月30日に以下の内容の報告書をとりまとめた。

① 株式新規上場時の主幹事証券会社就任のあり方：

証券会社グループが発行会社の議決権の15%以上を保有する場合、当該グループ内の証券会社がその主幹事を務める際には、当該グループから独立した「独立引受幹事会社」の適切な関与等を求める。

② 公的再生支援下にある発行会社の再上場における主幹事証券会社就任のあり方：

証券会社グループが公的資金による支援を受けている発行会社の株券等（株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券）を保有している場合、その取得後2年間は、当該グループ内の証券会社が、当該発行会社の再上場に際して主幹事に就任しないことを求める。

同報告書を受け、日本証券業協会は、「有価証券の引受け等に関する規則」等の改正を行った（29年7月施行予定。改正規則のうち、上記①にあたる規定は30年7月より適用）。

4. 法人顧客を相手方とするFX取引に関する制度整備

法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理を確保する観点から証拠金規制を導入するため、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（28年6月14日公布、29年2月27日施行）。

また、こうした動きにあわせ、東京金融取引所においても取引所規則を改正し、29年2月に店頭FX取引と同様の証拠金制度を導入した。

5. 証拠金の一体管理に関する制度整備

取引所取引におけるFX口座と有価証券関連デリバティプロ座の証拠金を一体で管理することで、一方の証拠金不足分を他方の証拠金余剰分でカバーできるようにするため、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（29年3月31日公布・施行）。

6. 株式による報酬等の柔軟な活用に関する制度整備

「『日本再興戦略』改訂2015」において、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

このような取組みの一環として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンスシェア、③株式報酬（所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの）等による株式の割り当てを行う場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、売買報告書の提出制度及び短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする改正を行うこととし、29年5月、改正案に関する意見募集（パブリック・コメント）を行った（コメント募集期間は6月16日まで）。（資料3-4-2参照）

II 金融商品取引所をめぐる動き

1. J P X 日経インデックス 400 について

日本取引所グループ及び東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、収益性やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数「J P X 日経インデックス 400」を 26 年 1 月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動した E T F の上場や公募投信の運用がなされ、現在は、東京証券取引所に 6 商品の E T F が上場し、50 以上の公募投信が運用されている。海外でも、26 年 9 月にロンドン証券取引所等に E T F が上場され、29 年 6 月末では 7 カ国で E T F が上場されている。また、大阪取引所において、26 年 11 月からは本インデックスの先物取引が、28 年 7 月からは本インデックスのオプション取引が、それぞれ開始されている。

2. J P X 日経中小型株指数について

中小型株の動向を示す日本株指数は、時価総額や売買代金などの流動性指標によるものに限られており、資本の効率性や財務状況などの観点で銘柄選定を行う指標はこれまで算出されていなかった。

東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、J P X 日経インデックス 400 で導入した「投資者にとって投資魅力の高い会社」を構成銘柄とするとのコンセプトを中小型株に適用することで、資本の効率的活用や投資者を意識した経営を行っている企業を選定する株価指数「J P X 日経中小型株指数」を 29 年 3 月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動した E T F の上場や公募投信の運用がなされ、29 年 6 月末では、東京証券取引所に 2 商品の E T F が上場し、4 本の公募投信が運用されている。

3. 業務継続計画（BCP）の見直しについて

日本取引所グループは、政府における首都直下地震等の広域災害の被災想定の見直し、市場環境を巡る大きな環境変化等を踏まえ、取引所における BCP の課題と対応策について市場関係者との間で検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、29 年 4 月に報告書を公表した。

東京証券取引所は、当該報告を踏まえ、売買代金シェア 2 割超の取引参加者が売買に参加できない場合には売買を停止するとしていた基準を売買代金シェア 5 割超に引き上げるといったコンティンジェンシー・プランの見直しを行った。

また、日本取引所グループは、メインデータセンターと同じ関東圏にあるバックアップデータセンターについて、電力供給不足等に備え、社会インフラの異なる遠隔地に移転する等の措置をとることとしている。

III 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. デリバティブ取引の決済の安定性の向上

店頭デリバティブ取引におけるカウンターパーティ・リスクの低減に向けて、清算機関での清算を義務付ける対象商品及びその対象者の拡大を順次進めてきている。28年12月には、本規制の対象者として保険会社を追加するとともに、信託勘定に係る取引を対象取引に追加した。

また、清算機関で清算されない店頭デリバティブ取引に対しては、28年9月、取引当事者間で変動証拠金及び当初証拠金の授受を行うこと等を求める規制を開始している。本規制は対象とする金融機関を段階的に拡大することとしており、29年3月には店頭デリバティブ取引を行う全ての金融機関に変動証拠金授受の義務を拡大した。

規制の開始にあたっては、海外金融機関との取引等に対して国際的に調和の取れた形で規制を実施するため、28年7月、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（28年7月25日公布、28年9月1日施行）。また、規制の重複等を調整するために各外国当局との間で規制の同等性評価を進め、28年10月には米国商品先物取引委員会（CFTC）等の証拠金規制に対して同等性を認める告示を公布した（28年10月21日公布、同日適用）。

市場デリバティブ取引については、その取引証拠金に関して、日本銀行での預け入れを可能とするため、28年7月、金融商品取引所等に関する内閣府令の改正を行った（28年7月7日公布・施行）。

2. 国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債については、「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、30年5月1日に国債の決済期間を短縮化（T+1）することを目指し、その実現に向けた課題等について議論が進められている。

株式等についても、市場関係者において、検討が進められており、28年6月に最終報告書がとりまとめられ、31年の4月又は5月を目標に株式等の決済期間の短縮化（T+2）を実施することが決定された。

金融庁は、こうした検討に積極的に参加するとともに、定期的に更新される工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する（28年7月、29年6月）ことなどにより、市場関係者の取組みを支援してきた。

IV 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、政府系金融機関、地元自治体、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マ

ネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、29年3月22日に札幌、同年6月8日に広島で開催した。